

第1 事業の概要

1. 趣旨

箕面川においては、かねてから川床設置を要望する声がありましたが、河川法や名勝箕面山に伴う文化財保護法等による規制があり、実現できませんでした。しかし、平成16年に河川敷地占用許可準則の特例措置が制定され、一定条件の下での河川敷地の利用が一部規制緩和されたことから、平成20年に大阪市内中之島の土佐堀川沿いに川床を設置する「北浜テラス」が社会実験として実施されました。この流れを受け、箕面川床については、平成21年3月に箕面川・箕面公園活性化府・市検討会を設置して、名勝としての箕面山にふさわしいものとして計画するべく、法的な課題解決の検討を開始しました。同年11月には、箕面川が流れる箕面公園のさらなる魅力アップや地域の活性化を目指し、箕面の豊かな自然環境を活用しながら、箕面らしい水辺のにぎわいを創造することを目的として、箕面川床協議会を設置し、川床社会実験実施に向けた協議を行い、平成22年（春・夏）から平成23年に期間限定（春・夏・秋）で川床社会実験を実施しました。社会実験の成果を踏まえ、平成24年度以降、本格実施として民間事業者を募集し川床の運営を行ってきたところ、川床を楽しみに訪れる観光客も増加するなど、箕面の風物詩の一つとして定着してきました。

引き続き、箕面の更なる魅力向上及び地域の活性化を図るため、令和6年度以降も、優れた企画力、経営能力等を活かし、効率的かつ効果的に「箕面らしさ」のある川床施設の整備及び管理運営を一体的に行っていただく民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定等を行います。

2. 事業にあたっての基本事項

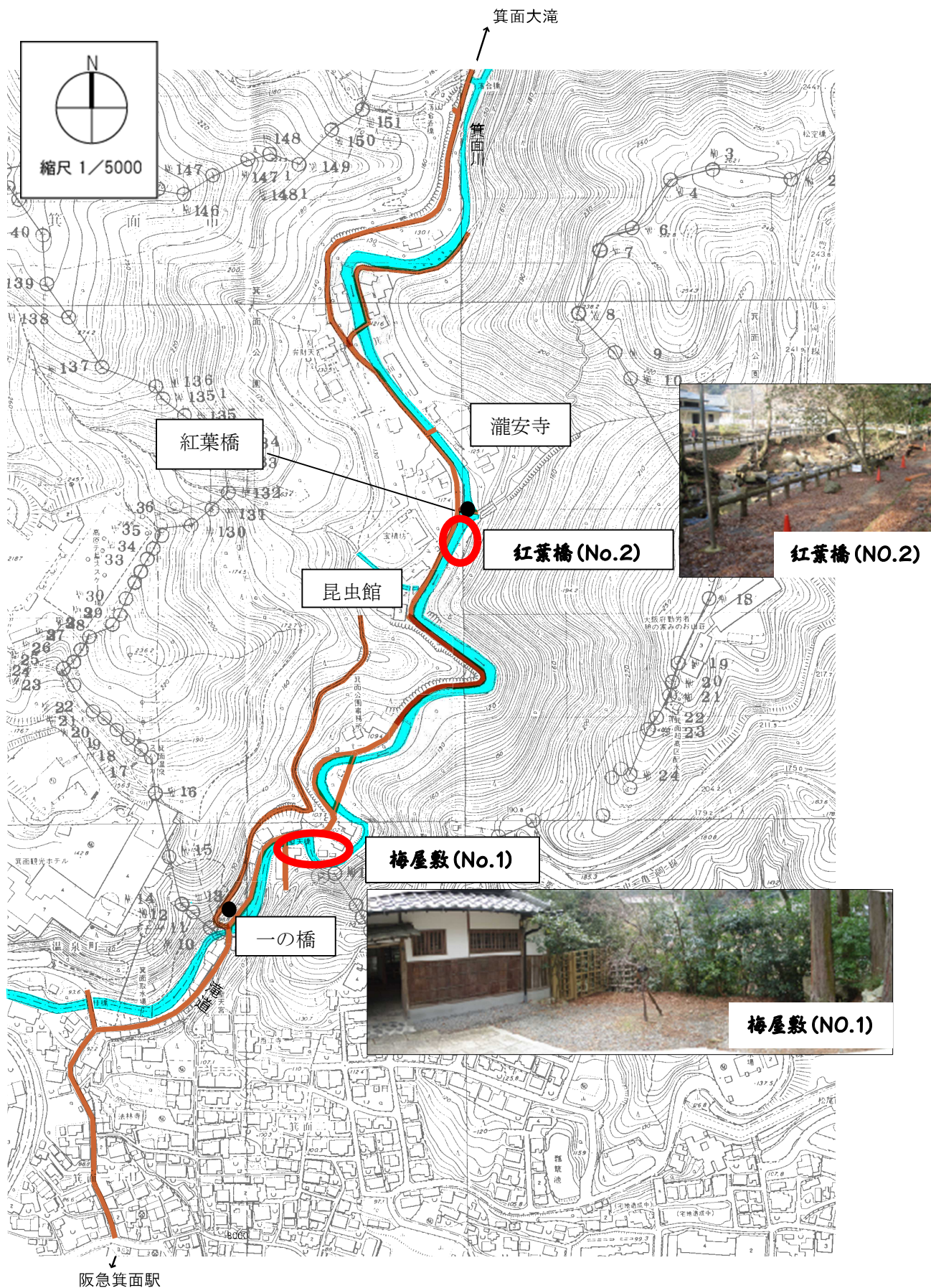
（1）川床施設について

- ・ 川床施設は、都市公園法第2条第2項に定める公園施設として位置づけ、また同法第5条第1項で定める公園管理者以外の者が設ける公園施設として設置されるものです。事業者は、川床施設の整備及び管理運営を行うにあたり、公園管理者である大阪府との間で、施設整備前に公園施設設置許可等を受ける必要があります。なお、川床施設は事業者の所有となります。
- ・ 川床施設の整備及び管理・運営にかかる一切の費用は、事業者が負担するものとします。
- ・ 事業期間は、箕面公園内での施設設置から川床営業、営業終了後の撤去までを考慮し、**3年間**（令和6年4月～令和9年3月）とします。
- ・ 事業期間は3年で1回に限り協議会で審査の上、更新できることとします（更新した事業期間が終了した場合でも次期募集に応募することは可能です）。
- ・ 事業期間の終了に際し、新規事業者が既存施設の使用を希望する場合、施設の譲渡が可能です。ただし、施設の譲渡に関して川床協議会及び公的機関は一切関わりませんので、既存事業者と新規事業者と譲渡に係る交渉を直接行ってください。
- ・ 営業可能時間については、箕面川床協議会にて決定します。
- ・ 事業区域は、河川区域と公園区域が含まれています。箕面公園は大阪府指定管理者が管理しています。河川区域では河川占用許可、公園区域では公園施設設置許可を受ける必要があります。
- ・ 事業区域は、風致地区に指定されていますので、風致地区内での施設設置許可を受ける必要があります。
- ・ 事業区域は、名勝箕面山及び天然記念物箕面山のサル生息地内になりますので、現状変更許可を受ける必要があります（文化財保護法第125条 現状変更等の制限、第153条 文化審議会への諮問）。
- ・ 本事業に係る必要な行政手続きについては、公的機関が、川床事業者の各種申請手続きを一括

して申請する予定です。

- ・ 事業者においては、公的機関へ、施設図面などの提出をはじめ、河川占用料・公園使用料・川床運営費の納入など手続きを行います。
- ・ 事業区域（一の橋～紅葉橋）は、次頁【図1】事業区域図に示す区域とします。また、施設設置可能区域は、この事業区域内とします。

【図1】事業区域図（一の橋～紅葉橋）

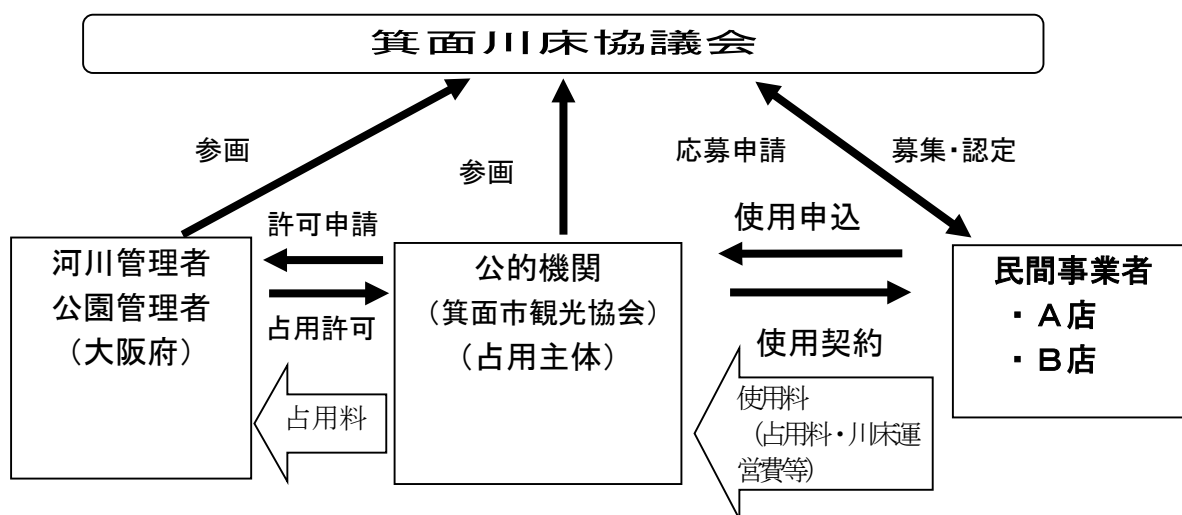


- ・ 事業区域における都市計画規制等の概要は次のとおりです。

所在地	箕面市箕面公園1丁目内（一の橋～紅葉橋 2か所）
都市計画規制等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化調整区域 ・ 河川区域（1級河川淀川水系箕面川） ・ 建ぺい率 50% ・ 容積率 100% ・ 都市公園区域 ・ 風致地区 ・ 箕面市景観計画・都市景観条例にもとづく景観配慮地区 ・ 土砂災害特別警戒区域 ・ 明治の森箕面国定公園第1種特別地域

（2）事業予定者の選定等

- ・ この川床施設について、整備及び管理運営を行うことを提案する事業者は、箕面公園・箕面川川床施設事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づき、事業提案をしていただきます。
- ・ 学識者等から構成する箕面公園川床施設事業予定者選定委員会（以下「事業予定者選定委員会」という。）において、応募者の事業提案を審査し、事業予定者を2者選定します。
- ・ 事業予定者選定委員会で選定された事業予定者においては、箕面川床協議会の認定を受けたのち、公的機関（箕面市観光協会）と使用契約書を締結します。これをもって事業予定者は事業者となります。
- ・ 事業における民間事業者・公的機関（箕面市観光協会）・河川管理者及び公園管理者（大阪府）・箕面川床協議会との関係を次に示します。



※箕面川床協議会とは

箕面川が流れる箕面公園のさらなる魅力アップや地域の活性化をめざし、箕面の豊かな自然環境を活用した、箕面らしい水辺のにぎわいを創造することを目的として、平成21年11月に設立。平成22・23年度に箕面川床の社会実験を実施し、平成24年度から本格実施。

〈箕面川床協議会メンバー〉

学識者 池上俊郎【座長】(京都市立芸術大学 名誉教授)

地元 箕面市観光協会、箕面商工会議所、箕面公園自治会、箕面FMまちそだて株式会社、

行政 事務所 NPO法人みのお山麓保全委員会
 大阪府(北部農と緑の総合事務所、池田土木事務所)
 箕面公園管理事務所(箕面公園指定管理者)
 箕面市(みどりまちづくり部、地域創造部)
 箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局(生涯学習担当)
 事務局 箕面市地域創造部箕面営業室

(3) 事業スケジュール

日程	内容
令和5年10月31日から	公募開始(募集要項の配布開始)
令和5年10月31日から 令和5年11月24日	応募書類受付
令和5年12月上旬～中旬頃	事業予定者選定委員会 箕面川床協議会にて事業予定者認定 川床施設的设计着手・各事業者にて許可等申請手続き
令和5年12月下旬頃から翌3月下旬	川床施設設置工事 公的機関にて文化庁へ現状変更許可の申請手続き 公的機関にて公園施設設置許可・河川及び公園占用許可等の申請 手続き ※その他、保健所など営業に関する許可申請は各自で行ってください。
令和6年4月初旬	公的機関と事業者との使用契約書締結
令和6年4月上旬	川床施設点検、整備
令和6年4月下旬	川床営業開始

(4) 事業の実施にあたり

- ・ 事業を実施するにあたり、河川法(昭和39年法律第167号)や都市公園法(昭和31年法律第79号)、各業界団体等が作成したガイドラインなど関係法令等を必ず遵守してください。
- ・ 各事業者の営業行為の基本的事項は、協議会にて決定したうえで、その決定事項に従っていただくこととなります。
- ・ 自然災害や感染症等が発生し、国及び自治体等が事業の実施に関して指針を示した場合は、適切な対応を行ってください。

(5) 川床の運営にあたり

- ・ 川床施設の運営にあたっては、利用者の安全面を最優先に考慮してください。